

【投資信託インターネット取引約款 新旧対照表（2024年9月11日）】（下線部分変更箇所）

旧	新
<p style="text-align: center;">投資信託インターネット取引約款</p> <p style="text-align: right;">2024年1月</p>	<p style="text-align: center;">投資信託インターネット取引約款</p> <p style="text-align: right;">2024年9月</p>
<p>第2条（本サービスの内容及びつみたて投資枠での取引における本サービスご利用の特則） お客さまは、インターネットを通じて以下のサービスを利用することができます。なお、第1号、第2号、第3号の申込みを「注文」と総称します。</p> <p>① 投資信託の購入の申込み（金額指定による申込みに限ります。） ② 投資信託の解約の申込み（<u>口数指定による申込みに限ります。</u>） ③ 投信積立サービス（このうち非課税累積投資契約を利用した投信積立サービスを「つみたて投資枠での取引」といいます。以下同じ。）の新規申込・変更・中止の申込み（投信積立サービスの新規申込は、当社所定の「<u>預金口座振替申込書兼依頼書</u>」を<u>あわせて</u>提出いただく必要があります。） ④ 取引履歴等の照会 ⑤ 第9条に定める電子交付サービス ⑥ 第24条に定める提供情報の利用</p>	<p>第2条（本サービスの内容及びつみたて投資枠での取引における本サービスご利用の特則） お客さまは、インターネットを通じて以下のサービスを利用することができます。なお、第1号、第2号、第3号の申込みを「注文」と総称します。</p> <p>① 投資信託の購入の申込み（金額指定による申込みに限ります。） ② 投資信託の解約の申込み ③ 投信積立サービス（このうち非課税累積投資契約を利用した投信積立サービスを「つみたて投資枠での取引」といいます。以下同じ。）の新規申込・変更・中止の申込み（投信積立サービスの新規申込は、<u>当社所定の画面において振替口座として金融機関の預金口座のご指定を行わない場合、当社所定の「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書</u>」を提出いただく必要があります。） ④ 取引履歴等の照会 ⑤ 第9条に定める電子交付サービス ⑥ 第24条に定める提供情報の利用</p>
2024年1月1日改正	2024年9月11日改正